

○無期雇用職員給与規程

(平成28年7月28日規程第66号)

改正 平成29年3月23日規程第26号 平成29年12月20日規程第68号
平成30年3月30日規程第40号 平成31年2月27日規程第117号
令和2年3月25日規程第267号 令和2年12月23日規程第350号
令和3年2月3日規程第357号

目次

第1章 総則（第1条―第13条）

第2章 給与

第1節 年俸（第14条―第22条）

第2節 諸手当（第23条―第32条）

第3節 その他（第33条―第35条）

第3章 給与の特例（第36条―第38条）

第4章 届出（第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）の無期雇用職員（以下「無期雇用職員」という。）の給与について定めるところを目的とする。ただし、事務基幹職員については、別に定める。

（給与の区分）

第2条 無期雇用職員の給与は、年俸及び諸手当とする。

2 無期雇用職員の諸手当は、住居手当、通勤手当、放射線取扱手当、深夜手当、裁量労働手当、超過勤務手当、特殊勤務手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び報奨金とする。ただし、超過勤務手当又は裁量労働手当は、契約書で支給対象者として定められている無期雇用職員に対してのみ支給する。

（重複給与の禁止）

第3条 無期雇用職員が研究所の委員等の他の職にあわせて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

（給与の支給方法）

第4条 給与は、法令及び研究所と労働組合又は職員の代表者とが締結した給与控除に関する協定により、給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨をもって直接又は無期雇用職員が指定する預金若しくは貯金の口座へ振込みにより支給する。

（年俸の支給）

第5条 年俸は、第14条の規定により決定した金額を12（ただし、年度途中で採用されたときは、当該年度の在籍予定月数）で除して得た額（以下「年俸月額」という。）を毎月支給する。

（給与の計算期間及び支給日）

第6条 給与（通勤手当及び報奨金を除く。）は、毎月1日から当月末日までを一計算期間とし、当月分を毎月20日（その日が無期雇用職員就業規程（平成28年規程第46号。以下「就業規程」という。）第19条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）に支給する。ただし、必要な場合は、その都度、別に定める日とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、超過勤務手当、深夜手当及び放射線取扱手当を支給する場合は、翌月の支給定日において清算し、支給する。

3 通勤手当及び報奨金の支給日は別に定める。

4 無期雇用職員が死亡又は退職したときは、その際給与を支給することができる。
（非常時払）

第7条 無期雇用職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため給与の支払を請求したときは、その日までの給与を支給することができる。

（給与の日割計算）

第8条 月の中途において採用、退職、休職又は復職その他の事由により、無期雇用職員の給与に異動を生じたとき、その月における年俸額、裁量労働手当及び特殊勤務手当の額は、日割計算による。ただし、就業規程第43条第1項第4号の規定により退職したときは、この限りでない。

（給与の日額）

第9条 前条における日額は、年俸月額、裁量労働手当及び特殊勤務手当を、当該月の日数から休日を差し引いた日数で除した額とする。

（勤務1時間当りの給与）

第10条 勤務1時間当りの年俸額、裁量労働手当及び特殊勤務手当の額は、年俸月額、裁量労働手当及び特殊勤務手当の額に12を乗じた金額を当該年度の所定年間総労働時間で除した額とする。

（端数の取扱）

第11条 この規程の各条項によって算出した額に、50銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数は1円として計算する。

（欠勤者の給与）

第12条 無期雇用職員が欠勤したときは、その勤務しなかった1日又は1時間につき第9条の日割計算又は第10条の時間割計算により算定した額を減額して給与を支給する。

2 無期雇用職員就業規程第17条の規定に基づきフレックスタイム制の適用を受ける職員にあっては、前項の規定に関わらず、当該職員の清算期間に勤務した時間が総労働時間に不足したときは、その不足した時間につき、第10条の時間割計算により算定した額を減額して給与を支給する。

（減額の適用除外）

第13条 前条の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）に定める業務災害及び通勤災害による傷病により欠勤した場合、欠勤期間のうち、最初の3日間は有給とする。また、その後の勤務不能な日（休日を除く。）については、労災保険法における休業補償給付又は休業給付の額及び休業特別支給金の額が、給付対象日数に第9条の規定による給与日額を乗じて得た額に満たないとき、

その差額を、休業補償給付又は休業給付の支給及び休業特別支給金の支給が確認された後支給する。

- 2 労災保険法に定める業務災害及び通勤災害以外の理由による傷病により欠勤したとき、医師の証明等により勤務不能が証明された日から暦日60日間（それまでの間に契約期間の満了を迎えるときは、満了の日まで）に限り給与を支給する。また、同一傷病につき、前回の欠勤の後、出勤日数が20日に満たないうちに再発して欠勤が始まるときは、前回の欠勤の延長とみなす。ただし、就業規程第38条第3項に定める経過観察期間中の出勤及び就業規程第39条第1項に基づく勤務時間の短縮中の出勤は、当該20日の出勤に算入しない。
- 3 休職していた者が復職するにあたり就業規程第38条第3項に定める経過観察を行う際に、就業規程第39条第1項に定める勤務時間の短縮が必要と認められるときは、その経過観察期間中、短縮した時間に対する給与の減額は行わない。
- 4 労災保険法に定める業務災害及び通勤災害による傷病により欠勤していた者が職場復帰するにあたり、就業規程第39条第1項に基づき勤務時間の短縮を行うときは、研究所が認めた期間、短縮した時間に対する給与の減額は行わない。
- 5 欠勤することにつき研究所がやむを得ない事情によるものと認めたときは、給与の減額を行わない場合がある。

第2章 給与

第1節 年俸

(年俸の決定)

第14条 無期雇用職員の年俸は、第15条に規定する固定給と第16条に規定する変動給を合計した金額とする。ただし、年度の途中に採用された場合においては、当該年度の年俸を基準とし、当該年度の在職予定期間に応じ決定する。

- 2 別に定める基準がある場合は、前項の規定は適用しない。
- 3 年俸が決定したときは、無期雇用職員に通知する。

(固定給)

第15条 固定給は次表に掲げる金額とする。

(1) 研究管理職

区分	職名	固定給 (年額)	固定給 (月額)
1区分	任期制研究管理職等年俸運用細則(平成23年細則第76号)第3条において1区分に規定する職名	13,044,000円	1,087,000円
2区分	任期制研究管理職等年俸運用細則第3条において2区分に規定する職名	8,496,000円	708,000円
3区分	任期制研究管理職等年俸運用細則第3条において3区分に規定する職名	7,279,200円	606,600円

(2) 研究一般職

職名	級
上級研究員、上級技師	1、2、3級
研究員、技師、高度研究支援専門職	1、2、3、4級
専門技術員	1、2、3、4級
研究支援専門職	4、5、6級

アシスタント	5、6、7、8級
--------	----------

(単位：円)

級	固定給 (年額)	固定給 (月額)
1	5,805,600	483,800
2	5,491,200	457,600
3	5,228,400	435,700
4	4,375,200	364,600
5	3,718,800	309,900
6	3,055,200	254,600
7	2,662,800	221,900
8	2,490,000	207,500

(変動給)

第16条 変動給は、業績給、ミッション給及び経験給から成る。ただし、別表1に掲げる者の変動給は、業績給のみとする。

- 2 研究管理職の業績給は、別表2の区分・号俸、研究一般職の業績給は、第19条第2項によるものとし、業績、能力、職務遂行状況等を反映して決定する。
- 3 ミッション給は、契約対象となる期間における研究活動上の役割に応じて決定する。
- 4 経験給は、無期雇用職員としての経験に応じて決定する。
- 5 研究一般職の変動給は、別表3の級・号俸により支給する。この場合において、適用する号俸は、第2項、第3項及び第4項の合計額の直近上位とする。

(採用時の年俸)

第17条 採用時の年俸は、第15条に規定する固定給に、第19条第1項表の左欄(1)、同条第2項表の左欄(1)、第20条及び第21条第1項の規定により算定した変動給を加え定める。ただし、別表1に掲げる者の年俸の算定は、人事部が別に定める通達により行う。

(改定時の年俸)

第18条 年俸の改定は、原則として5年に1回、別に定める5事業年度を通しての業績に関する評価を実施した翌年度の4月1日に実施する。ただし、理事長が必要と認めた場合はこの限りでない。

- 2 改定時の年俸の算定は以下とする。
 - (1) 業績給 第19条第1項表の左欄(2)及び同条第2項表の左欄(2)により算定
 - (2) ミッション給 第20条に基づき再契約の対象となる期間における額を算定
 - (3) 経験給 第21条第2項及び第3項により算定
- 3 前項にかかわらず、職名変更等により固定給に変更があった場合の年俸は、前条の規定に基づき定める。
- 4 別表1に掲げる者の年俸の改定は、前3項にかかわらず、人事部が別に定める通達により行う。
- 5 年俸は、研究所の予算その他の事由により増又は減額することができる。

(業績給の決定)

第19条 研究管理職の業績給は、次表のとおりとする。

決定時期	業績給
(1) 採用時又は職名変更等により固定給に変更があるとき	<p>①業務に関連する顕著な業績がある場合は、40号俸の範囲内で加算する。</p> <p>②業務に関連する知識、資格、経験等がある場合は、40号俸の範囲内で加算する。ただし、この場合、採用時においては、当該区分において5年以下の経験年数を有するときは、その経験年数について1号俸を加算号俸とし、5年を超える経験年数を有するときは、その超える5年ごとに1号俸加算した号俸を加算号俸とする。</p> <p>③以下に定める場合には、①②により算出した業績給に必要な額を加算できる。ただし、算出した額が俸給表と一致しない場合は、算出した額の直近上位の額をもって業績給とする。いずれの場合も、号俸は加算後の業績給の号俸とする。</p> <p>ア) 他機関に勤務する者を招聘する相当な理由があり、交渉に必要な場合 イ) 他機関の提示する年俸が、前項により算出した年俸を上回る場合 ウ) 人事交流等の場合において、元の所属機関における年俸等を保障する場合 エ) 研究所の職員の無期雇用採用前の年俸等を保障する場合</p>
(2) 年俸の改定時	改定前の業績給に、前条第1項の評価による評価ポイントを固定給に乗じて得た金額を加算又は減算する。

2 研究一般職の業績給は、次表のとおりとする。

決定時期	業績給	
(1) 採用時又は職名変更等により固定給に変更があるとき	採用前又は職名変更前までの業績をもとにした業績給（以下「採用時等業績給」という。）を設定する。	
(2) 年俸の改定時	① 採用後初回の更新時又は職名変更等による固定給に変更があった次の更新時	以下の合計とする。 ・採用時等業績給 ・前条第1項の評価による評価ポイントを固定給に乗じて得た金額
	② ①以降の更新時	以下の合計とする。 ・採用時等業績給 ・前回更新時までの評価ポイントの合計に3分の5を乗じて得た数字に固定給を乗じて得た金額 ・当該更新時の前条第1項の評価による評価ポイントに固定給を乗じて得た金額

(ミッション給の決定)

第20条 研究管理職のミッション給は、理事長より特別な職務を命じられた第15条に定める2区分及び3区分の者について、40号俸の範囲内で決定する。なお、理事長より命じる特別な職務と支給する号俸は別に定める。

2 第15条に定める1区分の者については、ミッション給を支給しない。

3 研究一般職のミッション給は、次表のとおりとする。

役割	ミッション給
① 所属する研究センター、チーム等の研究活動について特定のミッショ	固定給の10%

ンを担っている。	
② 研究所全体の運営に対し特定の貢献又は大規模な間接経費等の獲得とその外部資金課題の適切な遂行に係るミッションを担っている。	固定給の20%以下
③ ①又は②の両方に該当しない	なし
④ ①②の両方に該当	固定給の10%超30%以下

- 4 前項の役割の定義は別に定める。
- 5 第1項の特別な職務及び前項に定める役割に変動があった場合は、第18条第1項の規定に関わらず翌年度の年俸において反映する。
- 6 第15条に定めるアシスタントについてはミッション給を支給しない。

(経験給)

第21条 経験給は、無期雇用職員として採用された年度及びその後4年度間並びに職名変更等により固定給に変更があった場合における変更があった年度及びその後4年度間は、固定給の3.0%とする。

- 2 経験給は前項の期間が終了したとき及びその後5年度毎に、固定給の5.0%分を加算する。
- 3 採用時年齢が51歳以降の場合、採用された年度及びその後4年度間の経験給は、第1項に拠らず、次に定める率を固定給に乘じ算定する。

採用時年齢	経験給加算率
51歳	固定給の2.8%
52歳	固定給の2.4%
53歳	固定給の1.8%
54歳	固定給の1%
55歳以降	固定給の0%

- 4 年俸改定時の年齢が51歳に達する年度以降は、第2項によらず年齢により次に定める率を固定給に乘じ経験給として加算する。

年俸改定時年齢	経験給加算率
51歳	固定給の4.8%
52歳	固定給の4.4%
53歳	固定給の3.8%
54歳	固定給の3.0%
55歳	固定給の2.0%
56歳	固定給の1.2%
57歳	固定給の0.6%
58歳	固定給の0.2%
59歳	固定給の0%

- 5 無期雇用職員として採用された職員が、職名変更等により固定給に変更が生じた場合、当該変更後の経験給については、変更後固定給に第1項から第4項に定める率を適用し、再計算しなければならない。

(理事会議の承認)

第22条 年俸の決定及び年俸の改定にあたり、別表2の最高額を超える業績給を支給する場合及び1区分の号俸又は2区分の号俸による年俸が、1区分2号俸以上の年俸となる号俸となる場合は、あらかじめ理事会議の承認を経なければならない。

第2節 諸手当

(住居手当)

第23条 無期雇用職員が、個人契約で民間などの賃貸住宅に入居するときは、住居手当として家賃の一部を毎月支給する。

- 2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する無期雇用職員に支給する。
 - (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている無期雇用職員（研究所の構内住宅及び借上住宅（以下「構内住宅等」という。）を貸与され使用料を支払っている無期雇用職員並びに公務員宿舍等に入居している無期雇用職員を除く。）
 - (2) 第30条の規定により単身赴任手当を支給される無期雇用職員で、配偶者が居住するための住宅（構内住宅等及び公務員宿舍等を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 3 住居手当の月額は、次の各号に掲げる無期雇用職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第1号に掲げる無期雇用職員のうち第2号に掲げる無期雇用職員であるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額）とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる無期雇用職員 次に掲げる無期雇用職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている無期雇用職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている無期雇用職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる無期雇用職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 4 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第24条 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例とする無期雇用職員に対して支給する。

- 2 前項に掲げる無期雇用職員に対する通勤手当は、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1ヶ月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 3 事業所等を異にする異動又は在勤する事業所等の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所等に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生じることとなった無期雇用職員で別に定める者のうち、第1項に掲げる無期雇用職員で、当該異動又は事業所等

の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の通勤に要する特別料金等に係る1ヶ月当たりの運賃相当額の2分の1に相当する額（その額が20,000円を超えるときは、20,000円）及び同項の規定による額の合計額とする。

4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として、次の各号に掲げる終期までの6ヶ月を超えない範囲内で1ヶ月を単位として最長の期間を組み合わせて得られる期間をいう。

- (1) 第3号に該当するものを除き、始期が4月から9月の場合 9月
- (2) 第3号に該当するものを除き、始期が10月から3月の場合 3月
- (3) 自動車等交通用具を利用する場合 1ヶ月

5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の別に定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される無期雇用職員につき、離職その他通勤手当に変動が生じる事由が生じた場合には、支給単位期間のうち、これらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

7 前各項に規定するものの他、通勤手当の支給に関し必要な事項は通勤手当支給細則（平成15年細則第72号）に準じるものとする。

（放射線取扱手当）

第25条 放射線取扱手当は、定年制職員給与規程（平成15年規程第56号）第22条その他別の定めに基づいて支給する。

（深夜手当）

第26条 深夜手当は、次の各号に定める無期雇用職員に対して支給する。

- (1) 就業規程第15条第4項により変更された所定の勤務時間内に午後10時から翌日午前5時までの深夜勤務がある場合、その深夜勤務に従事した無期雇用職員
- (2) 就業規程第16条に定める裁量労働によるみなし労働時間制の適用者で、午後10時から翌日午前5時までの深夜勤務の承認を受けて、又は命ぜられて勤務した無期雇用職員

2 深夜手当の額は、深夜勤務に従事した時間1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

（裁量労働手当）

第27条 就業規程第16条に定める裁量労働によるみなし労働時間制の適用者については、裁量労働手当を支給する。

2 裁量労働手当の金額は別に定める。

（超過勤務手当）

第28条 超過勤務手当は、所定の勤務時間外及び休日に勤務を命ぜられて勤務した超過勤務手当対象者に対して、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給す

る。この場合において、この勤務の全部又は一部が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、この時間内の勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を加算して支給する。

- (1) 休日以外の日における1日当たり8時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第2項に定める労働時間）内で所定の勤務時間を超える勤務 100分の100
 - (2) 休日以外の日における1日当たり8時間（労働基準法第32条第2項に定める労働時間）を超える勤務、及び、法定休日以外の休日における勤務 100分の125
 - (3) 前号及び次号の勤務の合計が1ヶ月で60時間を超えた場合、その超えた勤務 100分の150
 - (4) 法定休日における勤務 100分の135
- 2 無期雇用職員就業規程第17条の規定に基づきフレックスタイム制の適用を受ける職員にあっては、前項の規定に関わらず、清算期間の総労働時間を超えて、又は休日に勤務を命ぜられて勤務した当該職員に対して、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。
- (1) 清算期間の休日以外の日における勤務であって、その総労働時間に75分の80を乗じて得た時間内で総労働時間を超える勤務（ただし、第3号又は第5号に該当するものを除く。） 100分の100
 - (2) 清算期間の休日以外の日における勤務であって、その総労働時間に75分の80を乗じて得た時間を超える勤務、及び、法定休日以外の休日における勤務 100分の125
 - (3) 前号及び次号の勤務の合計が60時間を超えた場合、その超えた勤務 100分の150
 - (4) 法定休日における勤務 100分の135
- 3 無期雇用職員就業規程第17条の規定に基づきフレックスタイム制の適用を受ける職員が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したときは、この勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を当該勤務時間における給与額に加算して支給する。
- 4 第1項第1号又は第2項第1号に定める勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を第1項第1号又は第2項第1号で定める額に加算して支給する。

（特殊勤務手当）

第29条 特殊勤務手当は、困難な職務、責任の度、勤労の強度、勤労環境その他の勤労条件が著しく特殊な業務又は危険、不快その他の著しく特殊な業務で、別に定める指定業務に従事する無期雇用職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の月額は、6,000円又は4,500円とする。
- 3 特殊勤務手当は、管理職員（決裁基準規程（平成30年規程第5号）第2条に定める一般権限を有する者をいう。以下同じ。）及びこれに準ずる無期雇用職員には支給しない。

（単身赴任手当）

第30条 単身赴任手当は定年制職員給与規程第26条の定めに準じ支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第31条 管理職員特別勤務手当は定年制職員給与規程第27条の定めに基づき支給する。

(報奨金)

第32条 優れた業績をあげた無期雇用職員に対して、報奨金を支給することができる。

2 報奨金の支給対象者、支給金額及び支給方法等については、別に定める。

第3節 その他

(弔慰金)

第33条 無期雇用職員が死亡した場合においては、その者が死亡した日における年俸月額
の2ヶ月分に100分の70を乗じて得た額を弔慰金としてその遺族に支給する。

(苦情処理)

第34条 無期雇用職員は、年俸の決定、評価結果等に不服があるときは、研究コンプライア
ンス本部、人事部又は研究支援部人事担当課に相談することができる。

2 研究所は、無期雇用職員が前項の相談をしたことをもって、当該無期雇用職員に対し不利
な取扱いをしない。

(秘密の厳守)

第35条 評価に携わる者及びそれに関連して事務処理を行う者は、評価結果及び被評価者の
プライバシーに関することを他に漏らしてはならない。

第3章 給与の特例

(退職者の給与)

第36条 無期雇用職員が、就業規程第37条第1項第1号により退職を命じられたとき又は
これと同一の事由により同規程第38条第4項若しくは第6項により退職を命じられたと
きは、その退職の期間を通算して満1年に達するまでの期間については、これに年俸月額
及び住居手当のそれぞれ100分の80を、退職の期間を通算して満1年を超える期間に
ついては、年俸月額及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給する。

2 無期雇用職員が就業規程第37条第1項第2号により退職を命じられたときは、その退職
期間中において、これに年俸月額及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する
ことができる。

3 無期雇用職員が、就業規程第37条第1項第3号から第5号の規定により退職を命じられ
たときは、その退職の期間中について、その都度定めるところにより給与を支給するこ
とができる。

4 前3項の規定により減額支給又は不支給とされた給与については、無期雇用職員の権利回
復等が必要な場合、権利回復等を実施すべきであると決定された日から遡って3年以内の
給与に限り、必要な措置をとることができる。

(育児休業者等の給与)

第37条 育児休業者に対する育児休業期間中の給与は支給しない。

2 前項に定めるもののほか、育児休業者等の給与については別に定める。

(介護休業者等の給与)

第38条 無期雇用職員が就業規程第36条第1項に規定する介護休業を取得した場合の給与
は、その期間の勤務しない1日又は1時間について第9条に規定する勤務1日あたりの給
与額又は第10条に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額した給与を支給する。

2 前項に定めるもののほか、介護休業期間中の無期雇用職員の給与等に関しては別に定める。

第4章 届出

(申請手続き)

第39条 無期雇用職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、住居手当、通勤手当又は特殊勤務手当に係る所定の申請を速やかに人事部職員課に行わなければならない。

- (1) 研究所に採用されたとき。
 - (2) 転居、勤務地の変更その他の事由により、住居手当又は通勤手当の算定の条件に変更が生じたとき。
 - (3) 業務内容の変更その他の事由により、特殊勤務手当の算定の条件に変更が生じたとき。
- 2 前項第1号及び第2号に係る申請が住居手当又は通勤手当の支給となる事実が発生した日から15日を経過した後になされたときは、申請のなされた日の翌月（その日が月の初日であるときは当該月）から住居手当又は通勤手当を支給する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日規程第26号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(住居手当に関する経過措置)
- 2 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間における住居手当にあつては、無期雇用職員給与規程第23条の規定にかかわらず、任期制職員給与規程（平成18年規程第7号）第15条の規定に準じて算定し支給する。ただし、下表の左欄に掲げる各年度に属する月にあつては、任期制職員給与規程第15条のうち同表中欄に掲げる字句を、同表右欄に掲げる字句に読み替えて算定し支給するものとする。

年度	読み替えられる 字句	読み替える 字句
平成30年度	40,000円	37,000円
	60,000円	52,000円
令和元年度	40,000円	34,000円
	60,000円	44,000円
令和2年度	40,000円	31,000円
	60,000円	36,000円
令和3年度	40,000円	28,000円
	60,000円	28,000円

附 則（平成29年12月20日規程第68号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規程第40号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月27日規程第117号）

この規程は、2019年11月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規程第267号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月23日規程第350号）

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年2月3日規程第357号）

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（管理職3区分の固定給に係る経過措置）

2 本則第15条第1項第1号3区分の適用にあたっては次表のとおり経過措置を定める。

（単位：円）

期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	
	固定給	固定給月額								
3	7,128,000	594,000	7,158,000	596,500	7,188,000	599,000	7,218,000	601,500	7,248,000	604,000

（一般職の固定給に係る経過措置）

3 本則第15条第1項第2号の適用にあたっては次表のとおり経過措置を定める。

（単位：円）

期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		令和4年4月1日から令和5年3月31日まで		令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	
	固定給	固定給月額								
1	5,571,600	464,300	5,618,400	468,200	5,665,200	472,100	5,712,000	476,000	5,758,800	479,900
2	5,235,600	436,300	5,287,200	440,600	5,338,800	444,900	5,390,400	449,200	5,442,000	453,500
3	4,952,400	412,700	5,007,600	417,300	5,062,800	421,900	5,118,000	426,500	5,173,200	431,100
4	4,090,800	340,900	4,147,200	345,600	4,203,600	350,300	4,260,000	355,000	4,316,400	359,700
5	3,423,600	285,300	3,482,400	290,200	3,541,200	295,100	3,600,000	300,000	3,658,800	304,900
6	2,752,299	229,811	2,812,344	234,877	2,872,399	239,943	2,932,454	244,009	2,992,509	249,075

	4,000	500	4,000	500	4,000	500	4,000	500	4,000	500
7	2,360,400	196,700	2,421,600	201,800	2,482,800	206,900	2,544,000	212,000	2,605,200	217,100
8	2,180,400	181,700	2,241,600	186,800	2,302,800	191,900	2,364,000	197,000	2,425,200	202,100

(管理職3区分の変動給に係る経過措置)

4 別表2において3区分の適用にあたっては附則別表1のとおり経過措置を定める。

[別紙参照]

(一般職の変動給に係る経過措置)

5 別表3の適用にあたっては附則別表2から附則別表6のとおり経過措置を定める。

[別紙参照]

別表1 (第16条、第17条、第18条関係)

(1)	組織規程(平成30年規程第1号)第27条第1項に定める副理事
(2)	組織規程第28条第1項に定める本部長
(3)	組織規程第29条第1項に定めるセンター長及びプログラムディレクター
(4)	組織規程第30条第1項に定める所長
(5)	組織規程第31条第2項に定める副本部長
(6)	任期制研究管理職等年俸運用細則別表1第1号から第3号までに規定する職名
(7)	任期制研究管理職等年俸運用細則別表1第4号から第8号までに規定する職名

別表2 (第16条関係)

(単位:円)

区分\号俸	1区分 (年額)	2区分 (年額)	3区分 (年額)	1区分 (月額)	2区分 (月額)	3区分 (月額)
1	0	0	0	0	0	0
2	108,000	84,000	74,400	9,000	7,000	6,200
3	216,000	168,000	148,800	18,000	14,000	12,400
4	312,000	252,000	223,200	26,000	21,000	18,600
5	432,000	336,000	297,600	36,000	28,000	24,800
6	552,000	420,000	372,000	46,000	35,000	31,000
7	672,000	504,000	446,400	56,000	42,000	37,200
8	792,000	588,000	520,800	66,000	49,000	43,400
9	912,000	672,000	595,200	76,000	56,000	49,600

10	1,032,000	756,000	669,600	86,000	63,000	55,800
11	1,140,000	840,000	744,000	95,000	70,000	62,000
12	1,248,000	924,000	818,400	104,000	77,000	68,200
13	1,356,000	1,008,000	892,800	113,000	84,000	74,400
14	1,476,000	1,092,000	967,200	123,000	91,000	80,600
15	1,596,000	1,176,000	1,041,600	133,000	98,000	86,800
16	1,716,000	1,260,000	1,116,000	143,000	105,000	93,000
17	1,836,000	1,344,000	1,190,400	153,000	112,000	99,200
18	1,956,000	1,428,000	1,264,800	163,000	119,000	105,400
19	2,076,000	1,512,000	1,339,200	173,000	126,000	111,600
20	2,196,000	1,596,000	1,413,600	183,000	133,000	117,800
21	2,316,000	1,680,000	1,488,000	193,000	140,000	124,000
22	2,436,000	1,764,000	1,562,400	203,000	147,000	130,200
23	2,556,000	1,848,000	1,636,800	213,000	154,000	136,400
24	2,676,000	1,932,000	1,711,200	223,000	161,000	142,600
25	2,796,000	2,016,000	1,785,600	233,000	168,000	148,800
26	2,916,000	2,100,000	1,860,000	243,000	175,000	155,000
27	3,024,000	2,184,000	1,934,400	252,000	182,000	161,200
28	3,132,000	2,268,000	2,008,800	261,000	189,000	167,400
29	3,240,000	2,352,000	2,083,200	270,000	196,000	173,600
30	3,348,000	2,436,000	2,157,600	279,000	203,000	179,800
31	3,456,000	2,520,000	2,232,000	288,000	210,000	186,000
32	3,564,000	2,604,000	2,306,400	297,000	217,000	192,200

33	3,672,00	2,688,00	2,380,80	306,00	224,00	198,40
34	3,780,00	2,772,00	2,455,20	315,00	231,00	204,60
35	3,900,00	2,856,00	2,529,60	325,00	238,00	210,80
36	4,020,00	2,940,00	2,604,00	335,00	245,00	217,00
37	4,140,00	3,024,00	2,678,40	345,00	252,00	223,20
38	4,248,00	3,108,00	2,752,80	354,00	259,00	229,40
39	4,356,00	3,192,00	2,827,20	363,00	266,00	235,60
40	4,464,00	3,276,00	2,901,60	372,00	273,00	241,80
41	4,572,00	3,360,00	2,976,00	381,00	280,00	248,00
42	4,680,00	3,444,00	3,050,40	390,00	287,00	254,20
43	4,788,00	3,528,00	3,124,80	399,00	294,00	260,40
44	4,896,00	3,612,00	3,199,20	408,00	301,00	266,60
45	5,004,00	3,696,00	3,273,60	417,00	308,00	272,80
46	5,112,00	3,780,00	3,348,00	426,00	315,00	279,00
47	5,220,00	3,864,00	3,422,40	435,00	322,00	285,20
48	5,340,00	3,948,00	3,496,80	445,00	329,00	291,40
49	5,460,00	4,032,00	3,571,20	455,00	336,00	297,60
50	5,568,00	4,116,00	3,645,60	464,00	343,00	303,80
51	5,676,00	4,200,00	3,720,00	473,00	350,00	310,00
52	5,784,00	4,284,00	3,794,40	482,00	357,00	316,20
53	5,892,00	4,368,00	3,868,80	491,00	364,00	322,40
54	6,000,00	4,452,00	3,943,20	500,00	371,00	328,60
55	6,108,00	4,536,00	4,017,60	509,00	378,00	334,80

56	6,216,00	4,620,00	4,092,00	518,00	385,00	341,00
57	6,324,00	4,704,00	4,166,40	527,00	392,00	347,20
58	6,432,00	4,788,00	4,240,80	536,00	399,00	353,40
59	6,552,00	4,872,00	4,315,20	546,00	406,00	359,60
60	6,660,00	4,956,00	4,389,60	555,00	413,00	365,80
61	6,768,00	5,040,00	4,464,00	564,00	420,00	372,00
62	6,876,00	5,124,00	4,538,40	573,00	427,00	378,20
63	6,984,00	5,208,00	4,612,80	582,00	434,00	384,40
64	7,092,00	5,292,00	4,687,20	591,00	441,00	390,60
65	7,200,00	5,376,00	4,761,60	600,00	448,00	396,80
66	7,308,00	5,460,00	4,836,00	609,00	455,00	403,00
67	7,416,00	5,544,00	4,910,40	618,00	462,00	409,20
68	7,512,00	5,628,00	4,984,80	626,00	469,00	415,40
69	7,608,00	5,712,00	5,059,20	634,00	476,00	421,60
70	7,704,00	5,796,00	5,133,60	642,00	483,00	427,80
71	7,800,00	5,880,00	5,208,00	650,00	490,00	434,00
72	7,908,00	5,964,00	5,282,40	659,00	497,00	440,20
73	8,016,00	6,048,00	5,356,80	668,00	504,00	446,40
74	8,124,00	6,132,00	5,431,20	677,00	511,00	452,60
75	8,232,00	6,216,00	5,505,60	686,00	518,00	458,80
76	8,340,00	6,300,00	5,580,00	695,00	525,00	465,00
77	8,448,00	6,384,00	5,654,40	704,00	532,00	471,20
78	8,556,00	6,468,00	5,728,80	713,00	539,00	477,40

79	8,664,00	6,552,00	5,803,20	722,00	546,00	483,60
80	8,772,00	6,636,00	5,877,60	731,00	553,00	489,80
81	8,880,00	6,720,00	5,952,00	740,00	560,00	496,00
82	8,988,00	6,804,00	6,026,40	749,00	567,00	502,20
83	9,096,00	6,888,00	6,100,80	758,00	574,00	508,40
84	9,204,00	6,972,00	6,175,20	767,00	581,00	514,60
85	9,300,00	7,056,00	6,249,60	775,00	588,00	520,80
86	9,396,00	7,140,00	6,324,00	783,00	595,00	527,00
87	9,492,00	7,224,00	6,398,40	791,00	602,00	533,20
88	9,588,00	7,308,00	6,472,80	799,00	609,00	539,40
89	9,684,00	7,392,00	6,547,20	807,00	616,00	545,60
90	9,780,00	7,476,00	6,621,60	815,00	623,00	551,80
91	9,876,00	7,560,00	6,696,00	823,00	630,00	558,00
92	9,972,00	7,644,00	6,770,40	831,00	637,00	564,20
93	10,068,000	7,728,00	6,844,80	839,00	644,00	570,40
94	10,164,000	7,812,00	6,919,20	847,00	651,00	576,60
95	10,248,000	7,896,00	6,993,60	854,00	658,00	582,80
96	10,332,000	7,980,00	7,068,00	861,00	665,00	589,00
97	10,416,000	8,064,00	7,142,40	868,00	672,00	595,20
98	10,500,000	8,148,00	7,216,80	875,00	679,00	601,40
99		8,232,00	7,291,20		686,00	607,60
100		8,316,00	7,365,60		693,00	613,80
101		8,400,00	7,440,00		700,00	620,00

1 0 2		8,484,0 00	7,514,4 00		707,00 0	626,2 00
1 0 3		8,568,0 00	7,588,8 00		714,00 0	632,4 00
1 0 4		8,652,0 00	7,663,2 00		721,00 0	638,6 00
1 0 5		8,736,0 00	7,737,6 00		728,00 0	644,8 00
1 0 6		8,820,0 00	7,812,0 00		735,00 0	651,0 00
1 0 7		8,904,0 00	7,886,4 00		742,00 0	657,2 00
1 0 8		8,988,0 00	7,960,8 00		749,00 0	663,4 00
1 0 9		9,072,0 00	8,035,2 00		756,00 0	669,6 00
1 1 0		9,156,0 00	8,109,6 00		763,00 0	675,8 00
1 1 1		9,240,0 00	8,184,0 00		770,00 0	682,0 00
1 1 2		9,324,0 00	8,258,4 00		777,00 0	688,2 00
1 1 3		9,408,0 00	8,332,8 00		784,00 0	694,4 00
1 1 4		9,492,0 00	8,407,2 00		791,00 0	700,6 00
1 1 5		9,576,0 00	8,481,6 00		798,00 0	706,8 00
1 1 6		9,660,0 00	8,556,0 00		805,00 0	713,0 00
1 1 7		9,744,0 00	8,630,4 00		812,00 0	719,2 00
1 1 8		9,828,0 00			819,00 0	
1 1 9		9,912,0 00			826,00 0	
1 2 0		9,996,0 00			833,00 0	
1 2 1		10,080, 000			840,00 0	
1 2 2		10,164, 000			847,00 0	
1 2 3		10,248, 000			854,00 0	
1 2 4		10,332, 000			861,00 0	

1 2 5		1 0, 4 1 6, 0 0 0			8 6 8, 0 0 0	
1 2 6		1 0, 5 0 0, 0 0 0			8 7 5, 0 0 0	
1 2 7		1 0, 5 8 4, 0 0 0			8 8 2, 0 0 0	
1 2 8		1 0, 6 6 8, 0 0 0			8 8 9, 0 0 0	
1 2 9		1 0, 7 5 2, 0 0 0			8 9 6, 0 0 0	
1 3 0		1 0, 8 3 6, 0 0 0			9 0 3, 0 0 0	
1 3 1		1 0, 9 2 0, 0 0 0			9 1 0, 0 0 0	
1 3 2		1 1, 0 0 4, 0 0 0			9 1 7, 0 0 0	
1 3 3		1 1, 0 8 8, 0 0 0			9 2 4, 0 0 0	
1 3 4		1 1, 1 7 2, 0 0 0			9 3 1, 0 0 0	
1 3 5		1 1, 2 5 6, 0 0 0			9 3 8, 0 0 0	
1 3 6		1 1, 3 4 0, 0 0 0			9 4 5, 0 0 0	
1 3 7		1 1, 4 2 4, 0 0 0			9 5 2, 0 0 0	
1 3 8		1 1, 5 0 8, 0 0 0			9 5 9, 0 0 0	
1 3 9		1 1, 5 9 2, 0 0 0			9 6 6, 0 0 0	
1 4 0		1 1, 6 7 6, 0 0 0			9 7 3, 0 0 0	
1 4 1		1 1, 7 6 0, 0 0 0			9 8 0, 0 0 0	
1 4 2		1 1, 8 4 4, 0 0 0			9 8 7, 0 0 0	
1 4 3		1 1, 9 2 8, 0 0 0			9 9 4, 0 0 0	
1 4 4		1 2, 0 1 2, 0 0 0			1, 0 0 1, 0 0 0	
1 4 5		1 2, 0 9 6, 0 0 0			1, 0 0 8, 0 0 0	
1 4 6		1 2, 1 8 0, 0 0 0			1, 0 1 5, 0 0 0	
1 4 7		1 2, 2 6 4, 0 0 0			1, 0 2 2, 0 0 0	

148		12,348, 000			1,029,0 00	
149		12,432, 000			1,036,0 00	
150		12,516, 000			1,043,0 00	
151		12,600, 000			1,050,0 00	
152		12,684, 000			1,057,0 00	
153		12,768, 000			1,064,0 00	
154		12,852, 000			1,071,0 00	
155		12,936, 000			1,078,0 00	
156		13,020, 000			1,085,0 00	
157		13,104, 000			1,092,0 00	
158		13,188, 000			1,099,0 00	
159		13,272, 000			1,106,0 00	
160		13,356, 000			1,113,0 00	
161		13,440, 000			1,120,0 00	
162		13,524, 000			1,127,0 00	
163		13,608, 000			1,134,0 00	
164		13,692, 000			1,141,0 00	
165		13,776, 000			1,148,0 00	
166		13,860, 000			1,155,0 00	
167		13,944, 000			1,162,0 00	
168		14,028, 000			1,169,0 00	
169		14,112, 000			1,176,0 00	
170		14,196, 000			1,183,0 00	

171		14,280, 000			1,190,0 00	
172		14,364, 000			1,197,0 00	
173		14,448, 000			1,204,0 00	
174		14,532, 000			1,211,0 00	
175		14,616, 000			1,218,0 00	
176		14,700, 000			1,225,0 00	
177		14,784, 000			1,232,0 00	
178		14,868, 000			1,239,0 00	
179		14,952, 000			1,246,0 00	

別表3 (第16条関係)

[別紙参照]